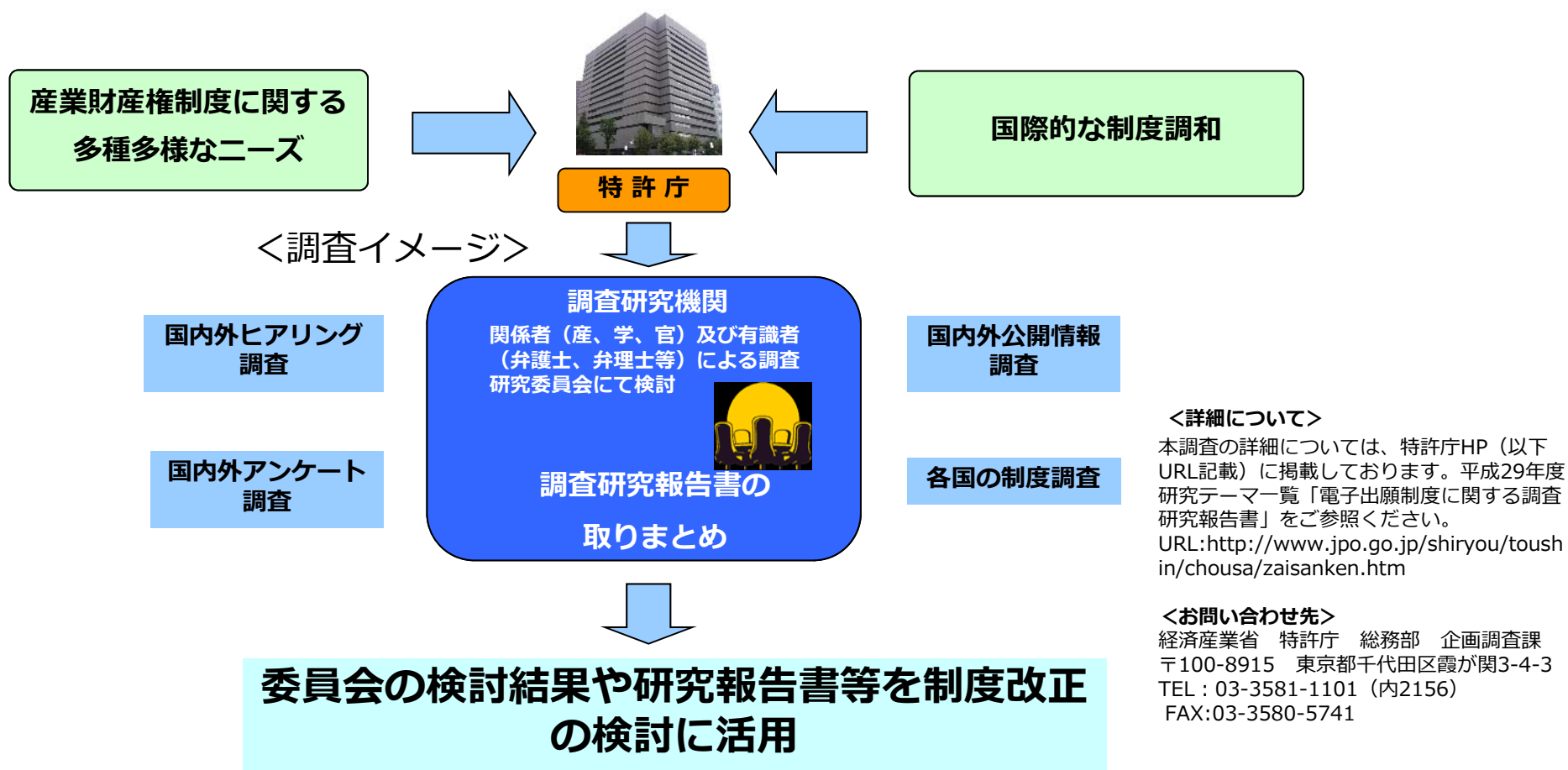


# 電子出願制度について



- 産業財産権制度に関する企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



**背景：**特許庁では、1990年代から電子出願システムを導入し、時代に応じて様々な改善を行ってきた。日本政府による行政手続のオンライン化促進という流れの中で、電子出願制度の更なる利用促進や利便性向上に向けた取組を講じることが望まれており、今後のシステム整備の検討を行うにあたって、制度ユーザーの意見や要望を広く収集する必要がある。

**目的：**電子出願システムについてのユーザーニーズを調査し、電子出願制度の利用促進や利便性向上の検討に関する基礎資料とする。

### ■ 国内質問票調査

対象：インターネット出願ソフトのユーザーである企業・特許事務所又は個人1027者、回答は577者

### ■ 国内ヒアリング調査

1. 国内ユーザー：  
上記質問票回答者から10者
2. 国内専門家：  
電子申請に関する専門家4者

### ■ 国内外公開情報調査

1. 日本国特許庁の電子出願システムに関する意見
2. 日本国特許庁以外の政府機関の電子申請システム
3. 海外知財庁の電子申請システム（22の国又は地域（24知財庁））

### ■ 海外質問票調査

1. 海外知財庁  
WEBブラウザ方式と専用ソフト方式のシステムを併用する知財庁及びその他の知財庁
2. 海外申請人  
WEBブラウザ方式と専用ソフト方式を併用する国の申請人

### ■ アドバイザ会合 委員：5名

### まとめ

- ・ 国内の電子申請システムや海外知財庁の電子出願システムでは、ユーザーの属性や利用態様及び求められるセキュリティレベルに合わせた様々な態様のシステムが提供されている。
- ・ 電子証明書の取扱い、ソフトによる書式チェック時のエラーメッセージ、電子で対応可能な手続範囲の拡大などへの改善要望が比較的強い。
- ・ WEBブラウザベースのシステムは、ユーザーの立場によって様々な意見があり、電子証明書による認証方法も含め更なる検討が必要である。

- 1. 本調査研究の背景・目的**
- 2. 本調査研究の実施方法**
  - 2.1. 公開情報調査
  - 2.2. 国内調査票調査
  - 2.3. 国内ヒアリング調査
  - 2.4. 海外調査票調査
- 3. 調査結果**
  - 3.1. 公開情報調査結果
  - 3.2. 国内調査票調査結果
  - 3.3. 国内ヒアリング調査結果
  - 3.4. 海外調査票調査結果
- 4. まとめ**

## 1.1 本調査研究の背景及び目的

特許庁では、1990年に専用端末を用いたオンライン出願と、書類データを格納したフレキシブルディスク（FD）を特許庁に提出するFD出願の二種類の電子出願システムを導入し、当該電子出願システムの導入に伴い、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」（特例法）を制定して法整備も実施した。

そして、電子出願システムの導入後も、1998年にISDN回線を利用したパソコン電子出願の導入、2005年にインターネット出願の導入など、ユーザーの利便性の向上に向けた取組を行っており、出願に占める電子出願の割合は年々向上し、現在では94%（特許・実用新案・意匠・商標）ととても高い割合となっている。

また、日本国政府は、オンライン手続の推進に向けて「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）」を制定し、さらなる行政手続のオンライン利用の普及拡大のため、2008年度～2010年度の間は「オンライン利用拡大行動計画」（2008年IT戦略本部決定）、2011年度～2013年度の間は「新たなオンライン利用に関する計画」（2011年IT戦略本部決定）、2014年度以降は、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（2014年各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を策定することにより、行政手続のオンライン化推進に向けた取組を進めている。

ここで、特許庁では、上述のように、これまでに様々な取組を行ってきたが、政府の方針に従い、さらなる電子出願制度の利用促進や利便性向上に向けた取組を講じることが求められており、当該利用促進や利便性向上に向けた取組においては、制度ユーザーの意見・要望を把握することは欠かせない。

## 1.1 本調査研究の背景及び目的

しかしながら、現状、電子出願制度の利用促進や利用支援のために、パソコン出願ソフトウェア連絡会の開催、電子出願ソフトサポートサイトの設置等を行うことにより、個別の国民・企業等制度ユーザーとの接点は存在するものの、大規模な意見・要望をまとめた形で収集する機会を十分に有しておらず、制度ユーザーの意見・要望を広く取り入れた電子出願制度の改善検討は難しい。

一方、特許庁では、平成25年に改定した「特許庁業務・システム最適化計画」（以下、「最適化計画」という。）を実施しており、当該最適化計画の第Ⅱ期（平成30年度～平成34年度）においては、出願人等の手続について、ユーザー利便性を向上させるためのシステム整備の検討を進める予定である。

そこで、このような状況を踏まえ、本調査研究では、電子出願システムについてのユーザーニーズを調査し、電子出願制度の利用促進や利便性向上の検討に関する基礎資料とすることを目的とする。

本調査研究では、電子出願制度に関し、公開情報調査、国内質問票調査、国内ヒアリング調査及び海外質問票調査を行った。

### 2.1 公開情報調査

公開情報調査では、下記の3点について、書籍、論文、調査研究報告書及びインターネット情報等を利用して、本調査研究の内容及び政府機関の電子申請システムに関する文献等（海外の文献等を含む）を収集、整理及び分析した。

#### (1) 日本国特許庁の電子出願システム

日本国特許庁の電子出願システムに関する意見や改善ニーズなどを収集した。

#### (2) 特許庁の電子出願システム以外の政府機関の電子申請システム

特許庁以外の電子申請システム10システムに関し、電子申請の環境（WEBブラウザ利用、専用ソフト利用など）、各種電子証明書の利用の有無、電子申請率、システムの仕組み・特徴、利用方法、等について調査した。

#### (3) 海外知財庁の電子出願システム

下記22の国又は地域における計24の知財庁における電子出願システムの環境、電子証明書の使用の有無等について調査した。

<対象国／地域>

米国、欧州（EPO、EUIPO）、中国（SIPO、SAIC）、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、アフリカ（ARIPO）、イギリス、インド、オーストラリア、カナダ、台湾、ドイツ、ブラジル、フランス、メキシコ、ロシア、WIPO

### 2.2 国内質問票調査

電子出願システムの改善ニーズやこれに関する意見を広く収集するため、電子出願システムを活用して電子出願を行っている国内企業・弁理士事務所等のユーザー1027者に対し、質問票を送付した。

主な質問項目は以下のとおりである。

- (1) 電子出願システムに関する課題及び改善ニーズ
- (2) WEBブラウザをベースとした電子出願システムの導入ニーズ
- (3) 電子出願システムにおける電子証明書の利用に関する意見

1027者のうち、577者から回答があり、回収率は56.2%であった。



### 2.3 国内ヒアリング調査

#### (1) 国内ユーザーヒアリング調査

国内調査票調査を踏まえ、ユーザーの詳細な意見を収集するため、国内調査票調査の回答者から10者に対し、ヒアリング調査を行った。ヒアリング対象者は、企業及び特許事務所であって、規模や地域、主に手続を行う法域などを考慮するとともに、調査票の回答に偏りのないよう配慮した。

#### <ヒアリング対象者>

属性	対象者数
大企業	4者 (内訳) 東京:2者(内、商標のみ手続:1者)、大阪:2者
中小企業	2者
大事務所	2者
中小事務所	2者

#### <主な質問項目>

#	質問項目
(1)	現在の電子出願システムの改善要望
(2)	電子出願システムに求めること
(3)	WEBブラウザ方式のシステム導入についての意見
(4)	電子証明書に関する意見

### 2.3 国内ヒアリング調査

#### (2) 国内専門家ヒアリング調査

技術面、政策面又は法的側面等の様々な観点から、現在又は今後の電子出願システムの課題や論点について意見を収集するため、国内の電子申請システムに関する専門家4名に対しヒアリングを行った。

- 主な質問項目
  - ・ 電子申請においてWEBブラウザをベースとした電子申請システムの導入態様
  - ・ 各種電子証明書の利用をせず電子申請を受け付ける場合の課題  
(技術的課題、セキュリティ上の課題など)

### 2.4 海外調査票調査

#### (1) 海外知財庁質問票調査

専用ソフト方式のシステムとWEBブラウザ方式のシステムの両方を採用している国又は地域の知財庁に対し、その理由や背景についての情報を得るため、併用している国又は地域の知財庁に対し、質問票を送付した。

加えて、WEBブラウザ方式のシステムであって複数の異なるシステムを採用している国又は地域の知財庁、近年WEBブラウザ方式のシステムを採用して運用を開始した国又は地域の知財庁に対し、その理由や背景についての情報を得るため、質問票を送付した。

<送付先一覧>

種別	国又は地域
専用ソフト方式とWEBブラウザ方式のシステムを併用している国又は地域の知財庁	ドイツ、欧州（EPO、EUIPO）、ブラジル、ロシア
複数のWEBブラウザ方式のシステムを併用している国又は地域の知財庁	米国
近年システムを開始又は変更した国又は地域の知財庁	フィリピン

### 2.4 海外調査票調査

#### (2) 海外申請人質問票調査

専用ソフト方式のシステムとWEBブラウザ方式のシステムの両方を採用している国又は地域における電子出願システムの使い勝手や使用感についての意見を収集するため、当該国又は地域の電子出願システムのユーザーに対し、質問票を送付した。

- 対象者：中国及びドイツの特許事務所各3者
- 主な質問項目
  - ・ 電子出願システムの環境としてWEBブラウザと専用ソフトのそれぞれの使用感
  - ・ 電子出願システムの環境としてWEBブラウザを利用することの専用ソフトを利用することと比べた利点及び欠点

## 3. 調査結果

### 3.1 公開情報調査結果

#### 3.1.1 特許庁の電子出願システム

電子出願システムの環境におけるWEBブラウザの採用に関しては、ユーザーインターフェースの改善を求める意見のなかで、WEBブラウザ方式のシステムの採用を求める意見があった。

また、電子出願システムにおける電子証明書の利用に関する意見に関しては、現行の電子証明書に代わる日本国特許庁専用の電子証明書の発行や、日本国特許庁独自の認証システムによる本人確認に関する意見があった。

その他、現在の専用ソフト方式のシステムに対する更なる改善要望の意見も多く、例えば、電子で提出可能な手続範囲の拡大、ユーザーインターフェースの改善、権限管理に関する意見が寄せられていた。

# 3. 調査結果

## 3.1 公開情報調査結果

### 3.1.2 日本国特許庁以外の政府機関の国内電子申請システム

#### (1) 電子申請システムの環境

<システムの態様>

態様	数
WEBブラウザのみ	5
専用ソフトのみ	0
併用	4
不明	1

【併用しているシステムの態様の具体例】

- WEBブラウザ方式のシステムは軽微な手続用に使用
- 専用ソフトとWEBブラウザとが同じ機能
- WEBブラウザでほとんどの手続を行い、専用ソフトで一部の手続のみ対応

#### (2) 電子証明書の使用の有無

<認証方法>

認証方法	数
電子証明書のみ	2
併用/選択可	4
IDとパスワードのみ※	3
不明	1

※IDには、独自の確認番号などを含む。

【傾向】

- 電子証明書のみ：  
納税や社会保険等、高度な個人情報や秘匿すべき情報を取り扱うシステムが該当
- IDとパスワードを使用：  
輸出入の申告や漁獲高の報告など、比較的秘匿の必要性の低い情報について取り扱うシステムが該当

# 3. 調査結果

## 3.1 公開情報調査結果

### 3.1.2 日本国特許庁以外の政府機関の国内電子申請システム

#### (3) 電子申請率

＜電子申請率＞

認証方法	数
90%以上	3
80%以上	2
50～60%	3
49%以下	2

【傾向】

- ・ 権利の登録等に関するものや、特定の業界や利用者を対象とする手続きを扱うシステムは電子申請率が高い。
- ・ 不特定多数の申請者を対象とする手続きを扱うシステムは電子申請率が低い。

#### (4) システムの仕組み・特徴

＜利用登録の有無＞

利用登録	数
必要	8
不要	1
不明	1

＜手数料支払い方法＞

手数料支払い方法	数
電子納付	7
口座振替	2
現金納付/収入印紙	1
クレジットカード・デビットカード	1
不明	1

※右表のうち3システムは支払方法を複数備える。

【傾向】

- ・ ほとんどのシステムで事前の利用登録が必要
- ・ 手数料の支払は電子納付によるシステムが多く、様々なユーザーが利用するシステムは複数の支払手段を備える
- ・ クレジットカードを使用できるシステムは1のみ

### 3.1 公開情報調査結果

#### 3.1.2 日本国特許庁以外の政府機関の国内電子申請システム

##### (5) 利用方法

<申請項目としての利用の有無>

	マイナンバー	法人番号
使用	2	6
使用せず	7	3
不明	1	1

- ・マイナンバーで申請可能とするシステムは、納税等を扱うe-Taxや社会保険等の総合窓口であるe-Govのみ。
- ・法人番号は様々な目的で利用されている。



## 3.1 公開情報調査結果

### 3.1.3 海外知財庁の電子出願システム

<対象国/地域>

米国、欧州（EPO、EUIPO）、中国（SIPO、SAIC）、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、アフリカ（ARIPO）、イギリス、インド、オーストラリア、カナダ、台湾、ドイツ、ブラジル、フランス、メキシコ、ロシア、WIPO

#### (1) 電子出願システムの態様

<システムの態様>

態様	知財庁の数
専用ソフトのみ	1（日本）
併用	8
WEBブラウザのみ	16

・専用ソフト方式とWEBブラウザ方式の両方を採用している知財庁は、下記の8つの知財庁

EPO（欧州：特許）、SIPO（中国：専利）、ドイツ、オーストラリア、台湾、ロシア、韓国及びWIPO（PCT）

#### 【併用の態様】

- ・専用ソフトとWEBブラウザとで同様の機能を利用可能
- ・専用ソフトでほとんどの手続に対応し、WEBブラウザで一部の手続（ex. 出願のみ等）又は一部の法域（商標・意匠）に限定
- ・専用ソフトで出願等の主要な手続、その他の手続をWEBブラウザ
- ・WEBブラウザは主に単件処理（一般、個人向け）、専用ソフトは大量案件一括処理（業務用）

## 3.1 公開情報調査結果

### 3.1.3 海外知財庁の電子出願システム

#### (2) 出願時の電子証明書の有無

＜出願時の電子証明書の有無＞

出願時の電子証明書	知財庁の数
必要	15
不要	9

- ・ 専用ソフトから手続をする知財庁は、すべて出願時に電子証明書を必要とする。
- ・ 出願時に電子証明書が不要である知財庁では、WEBブラウザ方式のシステムを採用している。
- ・ 出願時に電子証明書が不要である知財庁の多くは、システムの事前の利用登録を必要とし、IDとパスワードでログオンする必要がある。

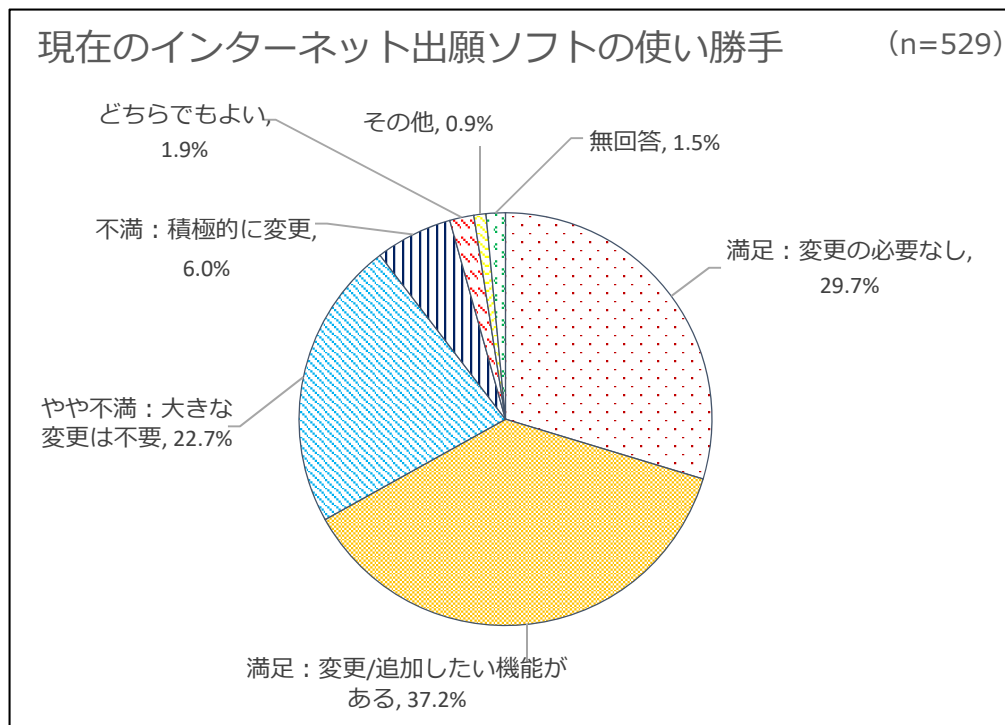
- ・ 出願時に電子証明書は不要な知財庁は下記の9つ  
米国、EPO (Web-form filing)、タイ、フィリピン、ARIPO、イギリス、カナダ、ブラジル、WIPO (ハーグ)
- ・ 上記のうち、米国は、出願時にシステムへの利用登録も不要であり、直接出願用のWEBページに接続して、手続を行うことができる(特許・意匠及び商標同じ)。ただし、上記の状態のまま行える手続や手数料の納付方法は制限されており、出願以降の手続等を行う場合は、利用登録とともに電子証明書が必要となる(EFS-Web)。

# 3. 調査結果

## 3.2 国内質問票調査結果

### 3.2.1 主な調査結果

#### (1) 電子出願システムに関する課題及び改善ニーズについて



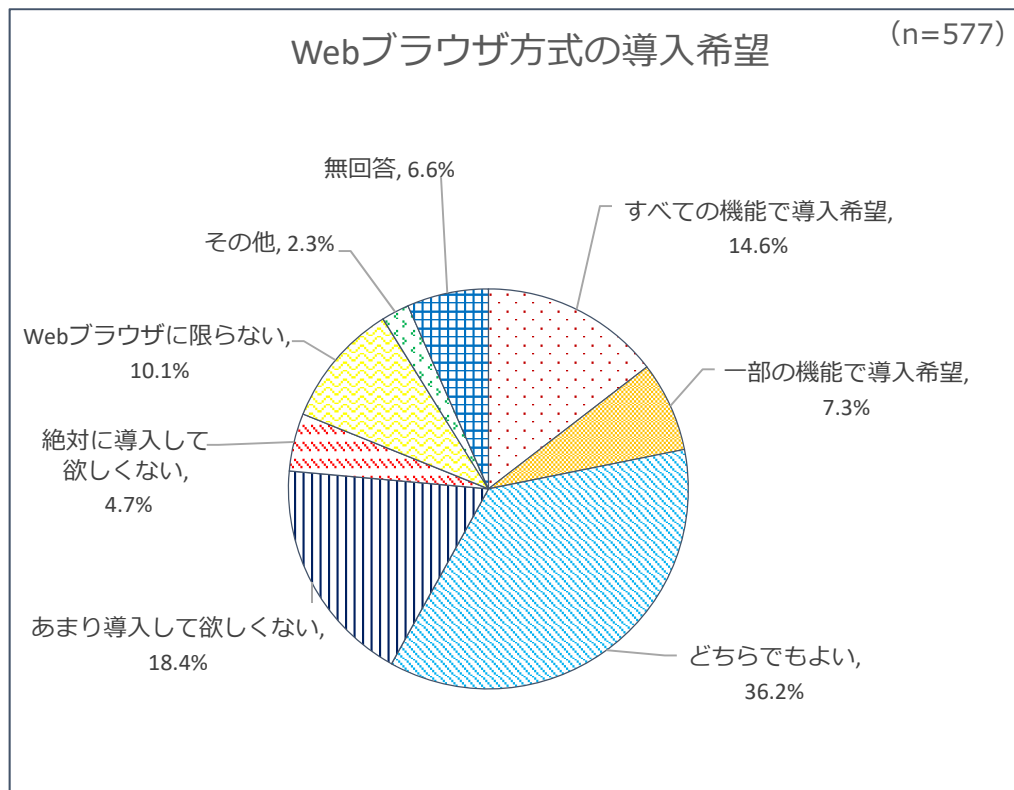
- 電子出願システムの中心を担う、インターネット出願ソフトの使い勝手について質問した。
- 現行のインターネット出願ソフトの使い勝手について、満足と回答した者は、全体の66.9%であった。
- 一方で、満足と回答した者も含め、何らかの改善要望があると回答した者は、全体で65.9%であった。

# 3. 調査結果

## 3.2 国内質問票調査結果

### 3.2.1 主な調査結果

#### (2) WEBブラウザをベースとした電子出願システムの導入ニーズ



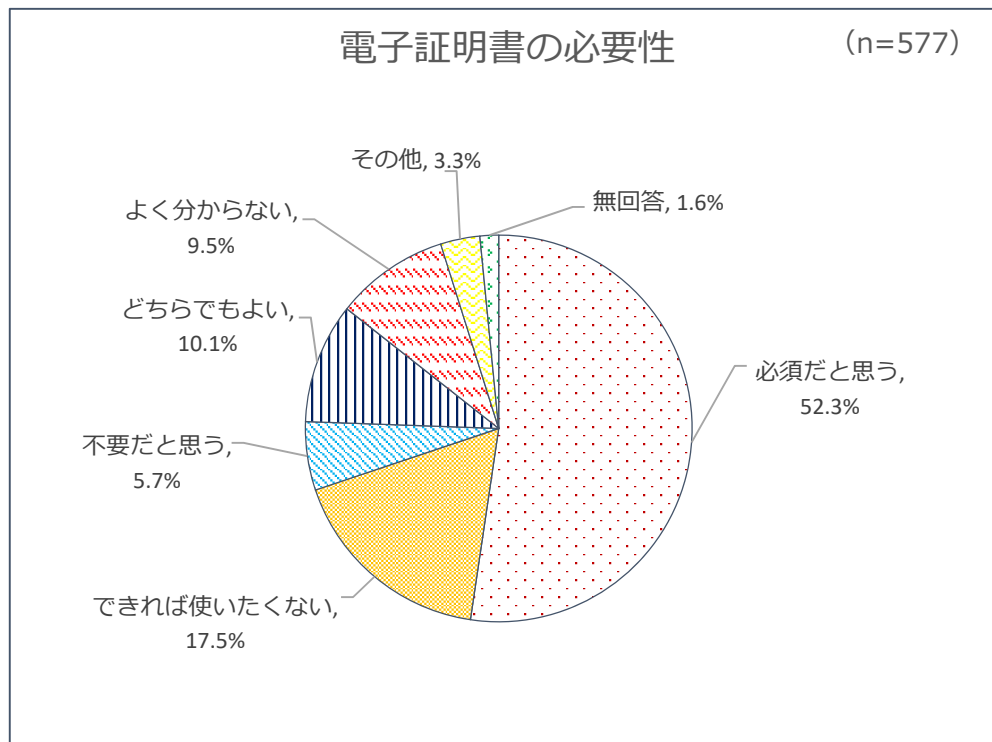
- 「すべて又は一部の機能で導入を希望する」と回答した者は計21.9%であった。
- 一方で、「あまり導入して欲しくない」、「絶対に導入して欲しくない」と、導入に否定的な回答をした者は、計23.1%であった。
- WEBブラウザ方式の導入に肯定的な者と否定的な者の割合はほぼ変わらない。
- 「どちらでもよい」が最も多く36.2%であった。

# 3. 調査結果

## 3.2 国内質問票調査結果

### 3.2.1 主な調査結果

#### (3) 電子出願システムにおける電子証明書の利用に関する意見



- 電子証明書の必要性について、「必要だと思う」という回答が52.3%の多数を占めた。
- 「できれば使いたくない」又は「不要だと思う」と回答した者は、計23.2%あり、また、「どちらでもよい」や「よく分からない」という回答もそれぞれ10%前後あった。

### 3.3 国内ヒアリング調査結果

#### 3.3.1 国内ユーザーヒアリング調査

##### (1) 現行システムの課題

現在のインターネット電子出願ソフトの機能面や操作性の点についての改善要望が寄せられた。具体的には、書式チェック後のエラーメッセージ、一括処理対応、データのとり込みや合成時の要望があった。また、システム全体に関する改善要望項目としては、紙の書面のみによる手続の電子化、電子証明書の手扱い等への要望があった。

##### (2) 電子出願システムに求めること

効率性、安定性及び信頼性が挙げられ、特に効率性については、時間的制約がなくなり、いつでも手続が可能という時間的側面、手続後の処理の側面、経費削減等の費用的側面など、様々な点で効率化が果たされているという評価を得た。

##### (3) 電子証明書に関する取扱い

電子証明書の必要性は認めるものの、電子証明書の取得又は期限切れによる再取得の手続に負担を感じるという声が多く得られた。その他、電子証明書を使用しないで行える手続や、電子証明書に変わる代替手段があるのではないかと、という意見もあった。

### 3.3 国内ヒアリング調査結果

#### 3.3.2 国内専門家ヒアリング調査

##### (1) 電子申請においてWEBブラウザをベースとした電子申請システムの導入態様

政府が促進する手続の電子化の流れは今後も続くため、電子出願システムに関しても同様にその方向性は維持すべきである。手続に関しては、電子化されていない手続の電子化が必要となるだろうとの意見を得た。WEBブラウザ方式のシステムへの移行を考える場合、これを否定する意見はみられなかったが考慮すべき点は多く、セキュリティの観点やシステムの観点からの検討が必要となる。

##### (2) 各種電子証明書の利用をせずに電子申請を受け付ける場合の課題等

単純に電子証明書を利用するか否かといった検討ではなく、電子出願システムに必要なセキュリティレベルはどのようなものを設定し、そのセキュリティレベルを達成する為に必要な手段として電子証明書が適しているかを考えるべきではないか。加えて、電子証明書で何を保証するのも考慮すべきであるという意見もあった。

電子証明書以外を使用した認証方法を採用する申請様式としては、ドイツの認証付き電子書留等の例が挙げられた。ただし、電子証明書以外の認証方法を採用することは、これまでの電子出願システムの経緯を考えると、逆行する考え方であるのではないかという意見もあった。

### 3.4 海外調査票調査結果

#### 3.4.1 海外知財庁質問票調査

##### (1) 両方のシステムを採用している理由及びその利点について

併用している理由としては、多様なユーザーの需要に対応するため、歴史的な事情によるものといった回答を得た。利点としては、WEBブラウザ方式では常に最新版の状態を維持することができる。専用ソフト方式では、オフライン環境でも作業が可能であるといった点が挙げられた。一方で併用によるデメリットとしては、両システムの運用コストやユーザー側のアップデート対応等が一律ではないといった点が挙げられた。

##### (2) 今後の電子出願システムの環境整備に関する方向性

過去に併用していた知財庁も含め、多くの知財庁でWEBブラウザ方式のシステムに移行している又は移行する予定であるとの回答であった。なお統合する予定はないと回答した知財庁はドイツのみであった。



### 3.4 海外調査票調査結果

#### 3.4.2 海外申請人質問票調査

##### (1) 専用ソフト方式のシステムとWEBブラウザ方式のシステムの使用感について

WEBブラウザ方式では、専用ソフトに比べて入力などに時間がかかること、また、WEBブラウザ方式のシステムであってもその習熟等に時間やコストがかかるとの指摘があった。このため、使用者としては併用によるメリットは特になく、専用ソフト方式のシステムの方が効率性といった点や様々なニーズに対応できるという点で専用ソフト方式のシステムを主に使用しているとの回答が多くを占めた。

##### (2) WEBブラウザ方式のシステムの利点や欠点について

WEBブラウザ方式のシステムはアップデート等の管理や場所による制限から解放され、出願人によっては使いやすいと考えるという回答を得た。ただし、多くの案件を処理するには向かず、本調査研究の対象者の多くが専用ソフトを使用しているとの回答であった。

本調査研究結果から、現在の日本における電子出願システムは、一定以上の評価を得ている一方で、操作や機能面において更なる改善要望があり、今後の利用促進や利便性向上について検討の余地があることが分かった。ユーザーの意見としても、企業や事務所の規模や個人といった立場の違いにより、多様な意見や要望が存在する。そのような中で、より多くのユーザーの利便性を向上すべく、検討を重ねていくことが必要となるであろう。

加えて、WEBブラウザ方式のシステムに関しても、専用ソフト方式のシステムに向いている機能を生かしつつ、様々な態様で併用している国内電子申請システムや海外知財庁があることが分かった。セキュリティを始めとして今後の技術開発により実現可能となる機能も含め、どのような態様で運用することがユーザーの利用促進や利便性向上に役立つのかについて、専用ソフト方式かWEBブラウザ方式か、又は電子証明書を使用するか否かといった二者択一というものではなく、ユーザーの利用促進や利便性向上を実現できる今後の電子出願システムの在り方といった観点から適した方式やセキュリティ、機能の選択などの検討が求められる。

禁無断転載

平成29年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究  
電子出願制度について  
(要約版)  
平成30年2月

請負先  
一般社団法人 日本国際知的財産保護協会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1  
郵政福祉琴平ビル4F